

【借用書の記入の仕方】

緊急小口資金特例貸付

借用書

借入申込書に記載したお申込金額をご記入ください。

借 用 金 額

200,000円

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

については、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

なお、借用書提出日には貸付が決定していないため、借用書の日付は空白とし資金の貸付決定日をもって契約成立とするとともに、借用書の借用金額については貸付決定通知書の金額をもって借用金額とすることを承諾します。

令和 年 月 日※

記入しないでください。

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会
(借受人)

太枠内を自筆し、押印してください。
※住所・氏名は住民票の住所・氏名と一致するよう記入してください。
※住所は「愛知県」から書き始めて、住民票と同一の表記で記載してください。

住 所	愛知県名古屋市◆◆区■●●丁目
氏 名	● ● 一 郎 印
生年月日	大正 昭和 ● ● 年 ● 月 ● ● 日生 平成

印忘れずに

【借入要項】

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	<u>12 か月</u>
	償還期間	<u>24 か月</u>
	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。	

期間を変更する場合には二重線と借受人本人の印で訂正の上、希望する期間をご記入ください。

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資 金	貸付コード	支店/受付番号
記入しないでください				

